平成２７年（フ）第４００号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1654
債務者　酒井　朋子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１２号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東20番地
レオパレス木曽川第１―104号
債務者　工藤　修嗣
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県加西市島町114番地
債務者　織田壽美代
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第６８号
香川県高松市木太町3665番地５
債務者　桑田美智子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
長崎県長崎市中新町９番５号　佐藤アパート302号
債務者　熊谷　賢二
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷54番地194
債務者　野中　松義
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８０号
長崎県長崎市上小島５丁目１番48号　コーポウィンディー203号
債務者　望月　　遥（旧姓谷川・山﨑）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
長崎県長崎市江川町444番地22　コーポ江川１棟206号
債務者　井上　和人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
長崎県長崎市油木町35番２号　ぴあずマンション403号
債務者　北澤　　勇
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
長崎県長崎市油木町35番２号　ぴあずマンション403号
債務者　北澤　明美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
長崎県大村市徳泉川内町829番地　泉の里、旧住所長崎県大村市水計町862番地１　久田松コーポ５号室
債務者　尾上　善人
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
長崎県諫早市多良見町木床1666番地セジュール富永Ｉ202号、旧住所長崎県諫早市多良見町市布594番地３
債務者　渡邉　真紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第８号
鹿児島県指宿市東方1595番地３
債務者　岸　　勝
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１６１号
奈良県生駒市真弓南１丁目５番15号、前住所奈良県生駒市壱分町607番地42
債務者　金原　昭子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６５号
大阪府豊中市庄本町２丁目７番41号
債務者　おやじさんこと　藤長　勝重
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１４号
大阪市天王寺区勝山２丁目14番５―10号、前住所大阪市阿倍野区文の里３丁目14番１号　妻鳥方
債務者　川畑　佳正
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３８号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番１―304号、前住所大阪市東住吉区駒川３丁目７番16号　シティパレス21今川Ｐａｒｔ１―403号
債務者　長田　正文
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部